

行田市 就学援助制度Q&A

申請について

| | |
|-----|---|
| Q1 | 制度の概要を教えてください。 |
| A1 | 「就学援助制度のお知らせ」(以下、「お知らせ」)をご確認ください。「お知らせ」は市のホームページで確認できます。 行田市教育委員会教育総務課、市内小中学校でも取得が可能です。ご不明な点がある場合は、教育総務課までお問い合わせください。 |
| Q2 | 申請書はどこで入手できますか？ |
| A2 | 申請書は市ホームページからダウンロードするか、教育総務課、市内小中学校にて取得が可能です。 |
| Q3 | 提出期限はいつまでですか？期限を過ぎると申請できませんか？ |
| A3 | 新年度4月から受給を希望する場合には、前年度3月末までに申請してください。 4月以降も随時申請は可能ですが、支給対象期間は申請月の翌月分からとなります。 |
| Q4 | 申請書の提出は児童生徒ごとに必要ですか？ |
| A4 | 児童生徒ごとではなく、学校ごとに申請書の提出が必要となります。 (例)小学生2人、中学生1人の場合、小学校2名分の申請書1部、中学校1名分の申請書1部の提出が必要となります。 |
| Q5 | 提出書類は申請書のみですか？ |
| A5 | ①:申請書 ②:口座振替依頼書 ③:②に記載した内容が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し ④:「お知らせ」表面の理由を証明する書類の4点を作成して提出してください。なお、申請書は学校ごとに必要となります。(Q4参照) |
| Q6 | お知らせにある所得基準額を超えていると申請できませんか？ |
| A6 | 申請可能です。 所得基準額はあくまでも目安であり、世帯員の年齢等により多少変動します。 所得基準額の超過を理由に申請をお断りすることはありませので、お悩みの場合は申請してください。 |
| Q7 | 申請前に認定の可否を教えてくださいませんか？ |
| A7 | 認定の可否は申請後の審査により決定されます。審査結果については「支給決定」又は「却下」の通知を申請時のご住所に送付しております。 申請前に認定の可否をお答えすることはできませんので、ご了承ください。 |
| Q8 | 継続の場合も申請は必要ですか？ |
| A8 | 申請が必要となります。 就学援助の認定は最長で当該年度3月末までとなっておりますので、次年度の受給を希望の場合は必ず申請してください。 |
| Q9 | 就学援助(新入学児童生徒学用品費)の申請をしましたが、新年度就学援助費の申請は必要ですか？ |
| A9 | それぞれ申請が必要となります。 新年度就学援助費と就学援助費(新入学児童生徒学用品費)は審査年度が異なり、添付書類も異なるためです。 |
| Q10 | 前年度の申請結果が却下の場合、新年度の申請をしても同様の結果ですか？ |
| A10 | 審査年度が異なりますので、ご家庭の状況により審査結果が異なる場合もあります。お悩みの場合は申請してください。 |
| Q11 | 審査結果が却下の通知書が届いた後に、家計急変(離縁等)があった場合は再申請できますか？ |
| A11 | 年度途中で家計急変があった場合、再申請可能となります。再申請をお考えの場合は、教育総務課までご相談ください。 |
| Q12 | 児童扶養手当の申請をしていますが、児童扶養手当の受給を理由とした申請はできますか？ |
| A12 | 認定となっていない場合、児童扶養手当受給が決定されていないため理由に該当しません。他の理由をご検討いただくか、 児童扶養手当が認定となった後に、必要書類とともに申請してください。 |
| Q13 | 他の市区町村から転入しました。以前の自治体から就学援助を受給していましたが、再度申請は必要ですか？ |
| A13 | 申請が必要となります。 就学援助制度は原則市区町村ごとの認定となりますので、当市で受給を希望の場合は再度申請が必要となります。 転入の場合、前市区町村で発行される所得課税証明書等が必要となる場合がありますので、教育総務課までお問い合わせください。 |

添付書類等について

| | |
|-----|--|
| Q14 | 理由を証明する書類は何を添付すればいいですか？ |
| A14 | 申請理由により添付書類が異なります。「お知らせ」の申請理由の右側に添付いただく書類が記載してありますので、確認してください。 |
| Q15 | 理由を証明する書類が不要となる場合はありますか？ |
| A15 | 所得審査を伴う申請理由の場合、就学援助申請年度の前年度1月1日以前より行田市に居住していた方で、課税情報及び住民基本台帳の閲覧に同意をいただける場合は、添付が不要となります。(令和8年度就学援助申請の場合、令和8年1月1日以前より行田市に居住の方) |
| Q16 | 新年度の所得課税証明書又は非課税証明書は発行できないと言われました。 |
| A16 | 各市町村において、証明書の発行は6月上旬頃に可能となります。発行可能日以前の申請において添付が必要な場合は源泉徴収票の写し又は確定申告書第1表第2表の写しを添付してください。 |
| Q17 | 所得課税証明書が行田市では発行できないと言われました。 |
| A17 | 所得課税証明書は1月1日に居住していた自治体で発行されます。1月1日に居住していた市区町村で取得してください。 |

審査について

| | |
|-----|---|
| Q18 | 審査の結果はいつわかりますか？ |
| A18 | 年度当初の判定結果は、所得が確定する6月頃を目安に郵送で通知します。 上記以降に申請した場合は、申請月の翌月に送付します。 |
| Q19 | 所得審査はいつの年度をみますか？ |
| A19 | 新年度就学援助制度申請の場合は、前年所得により判定します。(令和8年度分申請の場合、令和7年の所得) |
| Q20 | 同居している祖父母について、世帯員の記入は必要ですか？ |
| A20 | 生計が同一である場合は、記入が必要です。 |
| Q21 | 別居している世帯員の記入は必要ですか？ |
| A21 | 単身赴任、扶養している、仕送りしている等の場合は、別居をしていても生計同一者とみなすため、記入が必要です。 |
| Q22 | 審査結果通知書の認定区分「準要保護」・「要保護」とは何ですか？ |
| A22 | 「準要保護」は就学援助費が認定となった世帯、「要保護」は生活保護受給世帯です。 準要保護となった方には当該年度の就学援助費のうち、お子様の学年に該当する項目のすべてが支給対象となります。 要保護の方については、生活保護費と重複しない一部の費目のみ支給対象となります。 |

支給について

| | |
|-----|---|
| Q23 | 就学援助費はいくら支給されますか？ |
| A23 | 参考として、「お知らせ」裏面に前年度支給限度額を記載しております。新年度支給限度額については、支給決定通知書と併せて送付します。 なお、お子様の学年によって支給がない項目もありますので、ご注意ください。 |
| Q24 | 就学援助費はいつ支給されますか？ |
| A24 | 原則7月、12月、3月に支給されます。その他の時期に支給がある場合は、支給のお知らせを送付しています。 |
| Q25 | 新入学児童生徒学用品費はいつ支給されますか？ |
| A25 | 当該年度12月の提出期限までに申請された方、小学6年生ですでに就学援助費支給決定されている方については2月頃支給となります。 事情があり、12月の提出期限に間に合わなかった方について、3月末まで申請可能ですが、支給は4月以降となります。 |
| Q26 | 学用品費等の支給について、レシートや領収書を保管して、後日提出する必要はありますか？ |
| A26 | 学用品費は定額支給となりますので、レシート等の提出は必要ありません。実績により支給する項目についても原則学校に確認をします。 |
| Q27 | 就学援助が認定となりましたが、学校へ給食費等の支払いが必要ですか？ |
| A27 | 必要となります。お支払いをいただき、あとから就学援助費を支給します。 令和8年においては、小学校給食費無償化が実施されており、実費負担は生じないため、小学校分の給食費分の支給はありません。 |
| Q28 | 修学旅行や校外活動等の費用を事前に支給してもらえますか？ |
| A28 | 修学旅行等の費用について、行事実施後に学校へ精算状況や経費等を確認した後に支給となります。 |

申請内容の変更について

| | |
|-----|--|
| Q29 | 市内で転居した場合、手続きは必要ですか？ |
| A29 | 申請時に記載いただいた氏名・住所等変更がある場合は、手続きが必要となります。就学援助費支給変更報告書を提出してください。 |
| Q30 | 指定口座の内容に変更があった場合は手続きが必要ですか？ |
| A30 | 指定口座の名義変更、口座番号変更、解約等があった場合、就学援助費の支給ができなくなってしまうのですぐにご連絡いただき、 就学援助費支給変更報告書を提出してください。 |
| Q31 | 年度途中で指定口座を違う銀行に変更できますか？ |
| A31 | 変更可能です。就学援助費支給変更報告書を提出してください。 |
| Q32 | 所得状況が好転したため、就学援助費が不要となりました。どのような手続きが必要ですか？ |
| A32 | 就学援助費支給辞退報告書を提出してください。 |
| Q33 | 児童扶養手当の受給により認定となりましたが、年度途中で受給資格を喪失しました。継続して就学援助を受給することはできますか？ |
| A33 | 認定理由の喪失により、就学援助の辞退が必要となります。教育総務課に就学援助費支給辞退報告書を提出してください。 世帯の所得状況等、要件によって再度申請できる場合もありますので、ご希望の場合は教育総務課にご相談ください。 |

その他

| | |
|-----|---|
| Q34 | 特別支援学級に在籍し奨励費を受給していますが、就学援助を申請することはできますか？ |
| A34 | 可能です。重複する項目については、援助額の多い就学援助費を優先的に支給します。 |
| Q35 | 行田市に居住し特別支援学校に通っていますが、就学援助費を申請はできますか？ |
| A35 | 行田市就学援助制度の対象について、原則行田市立の小中学校に就学している場合となります。 その他の援助制度については、特別支援学校にお問い合わせください。 |